

「子育てパパ支援助成金」のご案内

(両立支援等助成金 出生時両立支援コース)

● 子育てパパ支援助成金（出生時両立支援コース）とは？

男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備や業務体制整備を行い、育児休業を取得した男性労働者が生じた事業主を支援する助成金です。

		支給額
①	第1種	20万円
	代替要員加算	20万円（代替要員を3人以上確保した場合には45万円）
	育児休業等に関する情報公表加算	2万円
②	第2種	1事業年度以内に30ポイント以上上昇した場合：60万円 2事業年度以内に30ポイント以上上昇した（または連続70%以上）場合：40万円 3事業年度以内に30ポイント以上上昇した（または連続70%以上）場合：20万円

※1事業主につき1回限りの支給。

おもな要件

① 第1種（男性労働者の出生時育児休業取得）

- 育児・介護休業法に定める雇用環境整備の措置を複数行っていること。
- 育児休業取得者の業務を代替する労働者の、業務見直しに係る規定等を策定し、当該規定に基づき業務体制の整備をしていること。
- 男性労働者が子の出生後8週間以内に開始する連続5日以上育児休業を取得すること。
(※所定労働日が4日以上含まれていることが必要です。)

<代替要員加算>

- 男性労働者の育児休業期間中の代替要員を新たに確保した場合に支給額を加算します。

<育児休業等に関する情報公表加算>

- 自社の育児休業の取得状況（男性の育児休業等取得率、女性の育児休業取得率、男女別の育児休業取得日数）を「両立支援のひろば」サイト上で公表した場合に支給額を加算します。

② 第2種（男性労働者の育児休業取得率上昇）

- 第1種の助成金を受給していること。
- 育児・介護休業法に定める雇用環境整備の措置を複数行っていること。
- 育児休業取得者の業務を代替する労働者の、業務見直しに係る規定等を策定し、当該規定に基づき業務体制の整備をしていること。
- 第1種の申請をしてから3事業年度以内に、男性労働者の育児休業取得率（%）の数値が30ポイント以上上昇していること。
または
第1種の申請年度に子が出生した男性労働者が5人未満かつ育児休業取得率が70%以上の場合に、その後の3事業年度の中で2年連続70%以上となったこと。
- 育児休業を取得した男性労働者が、第1種申請の対象となる労働者の他に2人以上いること。



連続3か月以上の育児休業を取得する場合、「育児休業等支援コース」での申請も可能です。

※要件は出生時両立支援コースとは異なります。

※同一の育児休業取得者の同一の育児休業について、出走時両立支援コース（第1種）と育児休業等支援コース（育休取得時等）との併給はできません。

詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。

厚生労働省ホームページ→



<お問い合わせ先>

愛媛労働局雇用環境・均等室 〒790-8538 松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎6階

☎ 089-935-5222